



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月6日金曜日 第62号

◇ 目 次 ◇ 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 774

告 示

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 775

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 775

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... (") ... 775

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 776

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 776

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 776

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 777

道路の供用開始 (県道東予玉川線) (東予地方局今治土木事務所) ... 777

土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 777

開発行為に関する工事の完了 (2 件) (中予地方局建築指導課) ... 777

道路の供用開始 (県道猿鳴平城線) (南予地方局愛南土木事務所) ... 777

規 則

○愛媛県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和25年愛媛県規則第78号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(建築物の定期報告の時期)</p> <p>第 6 条 省令第 5 条第 1 項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第 16 条第 1 項各号 _____ に掲げる建築物 (同項第 3 号に掲げる建築物にあつては、ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。) 令和元年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(1) の 2 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物 (法別表第 1 の 1 欄四項に掲げる用途に供するものに限る。) 令和 3 年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(2) 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物 (前 2 号に該当するものを除く。) 平成 29 年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(し尿浄化槽 _____ の設置に係る区域の指定)</p> <p>第 9 条 政令第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、愛媛県の区域のうち、建築主事を置く市の区域以外の区域とする。</p>	<p>(建築物の定期報告の時期)</p> <p>第 6 条 省令第 5 条第 1 項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物 (同項第 3 号に掲げる建築物にあつては、ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。) 令和元年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(2) 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物 (前号 _____ に該当するものを除く。) 平成 29 年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(3) 政令第 16 条第 1 項第 5 号に掲げる建築物 平成 30 年及び同年から 3 年目ごとの各年の 6 月 1 日から 10 月 31 日まで</p> <p>(し尿浄化槽 _____ の設置に係る区域の指定)</p> <p>第 9 条 政令第 32 条第 1 項 _____ の表に規定する特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、愛媛県の区域のうち、建築主事を置く市の区域以外の区域とする。</p>

(公示)

第15条 知事は、次に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。

(1) 省略

(1)の2 法第8条第2項第2号の規定による建築物を指定したとき。

(2)～(18) 省略

(19) 法第85条第1項に規定する非常災害区域等を指定したとき。

(20)～(23) 省略

(意見聴取会の代理人の出頭)

第16条 法第9条第3項(法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第17項の規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならない。

(公示)

第15条 知事は、次に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。

(1) 省略

(2)～(18) 省略

(19) 法第85条第1項の規定による区域を指定したとき。

(20)～(23) 省略

(意見聴取会の代理人の出頭)

第16条 法第9条第3項(法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第16項の規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第797号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和7年12月26日	愛媛県第1282号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰2号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第798号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
久万高原町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。
久万高原町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第799号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年8月愛媛県
告示第409号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるの
で、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通
知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとお

りその要旨を告示する。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不分明又は所在が不分明である通知の相手方, 備考. Lists 20 entries of forest management details.

Table with 3 columns: 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。), 上浮穴郡久万高原町直瀬甲16, 森林所有者. Lists 3 entries of forest owners.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第800号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年12月6日から19日まで

○愛媛県告示第801号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(道路現況平面図作成)

2 作業期間 令和元年11月7日から

令和2年3月27日まで

3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第802号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年12月6日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

Table with 4 columns: 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名, 指定居宅サービス事業所(名称, 所在地), 指定年月日, サービスの種類. Lists details for Nitchi Care Center.

社会福祉法人三恵会	短期入所生活介護事業所 ハートランド三恵南館	愛媛県新居浜市秋生17番地	令和元年10月1日	短期入所生活介護
-----------	------------------------	---------------	-----------	----------

○愛媛県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年12月6日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人三恵会	短期入所生活介護事業所 ハートランド三恵南館	愛媛県新居浜市秋生17番地	令和元年10月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	東予玉川線	今治市玉川町鈍川戊527番4から 同町鈍川戊569番5まで	令和元年12月6日

○愛媛県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市泊土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月6日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年12月6日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第35号 令和元年11月28日	伊予郡砥部町拾町55番、56番1、57番1、58番1、59番1、59番1地先進入路（架橋）	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴ホーム

○愛媛県告示第807号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年12月6日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第36号 令和元年11月28日	東温市北方字岸ノ下甲447番3	東温市松瀬川甲533番地161 野 口 竜 馬

○愛媛県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町猿鳴1番6から 同町中浦297番3まで	令和元年12月6日